

一般社団法人日本理科教育学会 2020年度第2回理事会議事録

1. **日時** 2020年8月21日(金) 17時25分～18時00分
2. **開催方法** オンライン会議システムを利用
3. **出席役員数** 理事総数23名 出席理事22名 監事総数2名 出席監事2名

4. 出席者

理事 稲垣成哲 磯崎哲夫 藤井浩樹 益田裕充 安藤秀俊
岡田 努 加藤圭司 佐藤寛之 松原道男 荻原 彰
大鹿聖公 石塚 互 栢野彰秀 中城 満 山田真子
松森靖夫 久保田善彦 中山 迅 山下修一 栗原淳一
平田昭雄 山口悦司
監事 三崎 隆 和田一郎

5. 報告事項

若手育成タスクフォースの今後の計画について

6. 審議事項

- 第1号議案 副会長の選定の件
第2号議案 委員会設置及び構成の件
第3号議案 タスクフォース設置及び構成の件
第4号議案 第3回理事会招集の件

7. 議事の経過の概要

定刻に至り、オンライン会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明が相互にできる仕組みとなっていることを確認した。定款34条に基づき稲垣成哲会長が議長となり、挨拶の後、本日の理事会は理事及び監事の出席数が定款第35条に規定する定足数を満たしているため、本会が有効に成立していることを報告した。

第1号議案 副会長の選定の件

議長より、資料2-1に基づき、一般社団法人日本理科教育学会定款細則の評議員・役員等選任細則の第2条第4項に従い、益田裕充理事を副会長に選定したい旨の説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ全員異議なく承認可決した。本人もその就任を承諾したので確定した。

第2号報告 委員会設置及び構成の件

議長より、資料2-2-1に基づき、定款第44条に従い、これまでの常置委員会を次の委員会として設置することの提案がなされた。(1)「理科教育学研究」編集委員会、(2)「理科の教育」編集委員会、(3)教育課程委員会、(4)国際交流委員会、(5)広報委員会。また、定款第44条に従い、これまでの「教科「理科」関連学会協議会等担当」を次の委員会として設置することの提案がなされた。(6)学術連携委員会。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。

続いて、議長より、資料2-2-2に基づき、各種委員会規程の改定についての説明がなされた。また、資料2-2-3に基づき、一般社団法人日本理科教育学会学術連携委員会規程の

制定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ全員異議なく承認可決した。

さらに、議長より、資料 2-2-4 に基づき、学術連携委員会委員長に平田昭雄理事を指名したい旨の提案がなされた。また、学術連携委員会委員の推薦についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会 「理科教育学研究」編集委員会規程

【変更前】下線部分変更

2015 年 7 月 31 日制定

2019 年 7 月 20 日改定

第 8 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2015 年 7 月 31 日より施行する。

附 則 この改定は、2019 年 7 月 20 日より施行する。

【変更後】下線部分変更

2015 年 7 月 31 日制定

2019 年 7 月 20 日改定

2020 年 8 月 21 日改定

第 8 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2015 年 7 月 31 日より施行する。

附 則 この改定は、2019 年 7 月 20 日より施行する。

附 則 この改定は、2020 年 8 月 21 日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会 「理科の教育」編集委員会規程

【変更前】下線部分変更

平成 27 年 7 月 31 日制定

第 7 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成 27年 7 月 31 日より施行する。

【変更後】下線部分変更

2015年 7 月 31 日制定

2020年 8 月 21 日改定

第 7 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2015年 7 月 31 日より施行する。

附 則 この改定は、2020 年 8 月 21 日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会 教育課程委員会規程

【変更前】下線部分変更

平成 27年 7 月 31 日制定

第 7 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成 27年 7 月 31 日より施行する。

【変更後】下線部分変更

2015年 7 月 31 日制定

2020年 8 月 21 日改定

第 7 条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2015年 7 月 31 日より施行する。

附 則 この改定は、2020 年 8 月 21 日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会 国際交流委員会規程

【変更前】下線部分変更

平成 27年 7 月 31 日制定

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成27年7月31日より施行する。

【変更後】下線部分変更

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附 則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会 広報委員会規程

【変更前】下線部分変更

平成27年7月31日制定

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成27年7月31日より施行する。

【変更後】下線部分変更

2015年7月31日制定

2020年8月21日改定

第7条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、2015年7月31日より施行する。

附 則 この改定は、2020年8月21日より施行する。

以上

記

一般社団法人日本理科教育学会 学術連携委員会規程

(設置)

第1条 定款第44条に基づき、本会に一般社団法人日本理科教育学会学術連携委員会(以下「本委員会」という)を置く。

(目的)

第2条 本委員会は、本会の学術連携に関する実務を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本委員会は、委員長1名、委員若干名を以て組織する。

(委員長、委員)

第4条 委員長は会長が指名する者とし、理事会の決議を経て、会長が任免する。

2 委員は正会員の中から、理事会の推薦と委員長の推薦により、理事会の承認を経て会長が任免する。

(任期)

第5条 委員長、委員の任期は2会計年度とし、再任を妨げない。ただし、欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 本委員会は委員長が招集し、議長となる。

2 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。

3 委員会開催の都度、委員長は議事録を作成し、これを保存する。

4 委員会には、委員長が必要と認める時、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(業務)

第7条 本委員会は、第2条の学術連携に関わる目的達成のために次の業務を行う。

(1) 国内の理科教育関連学協会との連絡、情報交換及び交流事業に関すること。

(2) 教科「理科」関連学会協議会(CSERS)に関すること(構成学会としての参加、発言、議決権の行使等)。

(3) その他必要な業務。

(計画・予算)

第8条 委員長は、年度毎に業務計画とその遂行に必要な予算について、理事会の承認を得なければならない。

(報告)

第8条 委員長は、任期終了時においては、任期中の活動報告を理事会に提出し、次期委員会へ引き継がなければならない。

(改廃)

第10条 この規程は、理事会の決議によって改廃することができる。

附則 この規程は、2020年8月21日より施行する。

以上

第3号議案 タスクフォース設置及び構成の件

議長より、資料 2-3-1 に基づき、一般社団法人日本理科教育学会タスクフォース等規程の制定についての説明がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ全員異議なく承認可決した。

続いて、議長より、資料 2-3-2 に基づき、定款第44条ならびに一般社団法人日本理科教育学会タスクフォース等規程に基づき、以下のタスクフォースを設置することの提案がなされた。(1) 財務改善タスクフォース、(2) 支部活性化タスクフォース、(3) 若手育成タ

スクフォース。その後、資料 2-3-3 に基づき、財務改善タスクフォースの主査に片平克弘副会長を任命すること、および財務改善タスクフォースの構成員の提案がなされた。また、資料 2-3-4 に基づき、支部活性化タスクフォースタスクフォースの主査に磯崎哲夫副会長を任命すること、および支部活性化タスクフォースの主査代理と構成員の提案がなされた。さらに、資料 2-3-5 に基づき、若手育成タスクフォースの主査に久保田善彦理事を任命すること、および若手育成タスクフォースの構成員の提案がなされた。審議の後、議長が本件の承認を求めたところ全員異議なく承認可決した。

記

一般社団法人日本理科教育学会タスクフォース等規程

2020年8月21日制定

(趣旨)

第1条 この規定は、一般社団法人日本理科教育学会における特定課題の検討にかかわるタスクフォース等（以下「タスクフォース等」という）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 タスクフォース等の運営は、定款ならびにその他の規定に定められている事項を除き、本規定の定めるところによる。

(設置)

第3条 理事会は、本会の諸事業に関わる活動を特に進める必要があると認めるとき、タスクフォース等を設置する。

(構成)

第4条 タスクフォース等の構成員は、正会員、学生会員から選ばれる。

2 タスクフォース等の構成員については、理事会の承認を得るものとする。

(主査及び主査代理)

第5条 タスクフォース等には、主査を1名おく。また、主査の指名により必要に応じて主査代理を置くことができる。

2 タスクフォース等の主査は、理事会が任命する。

3 主査の任期は、原則として当該のタスクフォース等が解散するまでとする。

4 主査は、本規定ならびに本会の定款ならびにその他の規定に従い、当該のタスクフォース等を運営し、事務を統括する。

5 主査は、当該タスクフォース等の運営に関わる責任を負うものとする。

6 主査代理は、主査を補佐し、主査に事故があるときには、その職務を代理する。

(活動)

第6条 タスクフォース等における各事項の決定は、原則として、会議（電子的なものを含む）により決議をもって行う。

2 タスクフォース等の会議は、主査もしくは主査代理及び構成員の半数以上の出席をもって成立し、会議における決定は、会議の出席者の過半数の賛成をもって行う。

3 タスクフォース等の経過及び結果については、随時、理事会に報告する。

(議事録)

第7条 タスクフォース等の活動における会議の記録は、その経過及び結果を記載した議事録として作成し、当該タスクフォース等が解散した年度末より、5年間保管する。

(設置期間)

第8条 タスクフォース等の設置期間は理事会で設置を決定した日から、タスクフォース等の目的が達成されたと理事会で判断された時までとする。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則 この規定は、2020年8月21日より施行する。

以上

第4号議案 第3回理事会招集の件

議長より、第3回理事会の開催日時、開催方法、審議事項についての説明がなされた。審議の結果、第3回理事会は、2020年12月12日(土)13時00分よりオンライン会議システムを利用して開催すること、審議事項は、定款の変更の件、定款細則の改定の件、第4回理事会招集の件等とすることを全員異議なく承認可決した。

以上をもって議事が終了したので、議長は閉会を宣し、18時00分散会した。